

会員の処分について

氏名 正田 裕之

登録番号 第 09130011 号

事務所名称 I B S 社労士事務所

事務所所在地 栃木県足利市小俣町 1690-7 I B S プラザ 2 階

1. 栃木県社会保険労務士会の処分

処分内容 訓告処分（栃木県社労士会会則第 47 条第 1 項第 1 号）

処分理由 元職員及び当該会員からの事情聴取並びに綱紀委員会の答申書を基に厳正なる協議の結果、当該会員の行為は、会則第 41 条（信用失墜行為の禁止）及び第 40 条の 2（適正な労使関係を損なう行為の禁止）に該当するため、訓告処分とする。